

○国土交通省告示第八号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）及び関係法令の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年一月九日
国土交通大臣 金子 恭之

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示
（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正）

第一条 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
(定義等) 第2条 (略)		(定義等) 第2条 (略)	
2 この告示において、次の表の左欄に掲げる略語は、それぞれ同表の右欄に掲げる意味を表すものとする。		2 この告示において、次の表の左欄に掲げる略語は、それぞれ同表の右欄に掲げる意味を表すものとする。	
略語	意味	略語	意味
(略)	(略)	(略)	(略)
協定規則第13号	協定規則第13号第15改訂版補足改訂版	協定規則第13号	協定規則第13号第15改訂版
(略)	(略)	(略)	(略)
協定規則第16号	協定規則第16号第10改訂版補足改訂版	協定規則第16号	協定規則第16号第10改訂版
協定規則第17号	協定規則第17号第12改訂版	協定規則第17号	協定規則第17号第11改訂版補足改訂版

(略)	(略)
協定規則第30号	協定規則第30号第 2 改訂版 <u>補足第27改訂版</u>
(略)	(略)
協定規則第41号	協定規則第41号第 6 改訂版
(略)	(略)
協定規則第44号	協定規則第44号第 4 改訂版 <u>補足第19改訂版</u>
(略)	(略)
協定規則第54号	協定規則第54号 <u>補足第28改訂版</u>
(略)	(略)
協定規則第75号	協定規則第75号 <u>補足第21改訂版</u>
(略)	(略)
協定規則第79号	協定規則第79号第 4 改訂版 <u>補足第 8 改訂版</u>
(略)	(略)
協定規則第117号	協定規則第117号第 4 改訂版 <u>補足第 3 改訂版</u>
(略)	(略)
協定規則第125号	協定規則第125号第 3 改訂版
協定規則第126号	協定規則第126号初版
(略)	(略)
協定規則第129号	協定規則第129号第 4 改訂版 <u>補足第 3 改訂版</u>
(略)	(略)
協定規則第131号	協定規則第131号第 2 改訂版 <u>補足第 2 改訂版</u>
協定規則第134号	協定規則第134号第 2 改訂版 <u>補足第 2 改訂版</u>
(略)	(略)
協定規則第142号	協定規則第142号改訂版 <u>補足第 2 改訂版</u>
(略)	(略)
協定規則第152号	協定規則第152号第 2 改訂版 <u>補足第 5 改訂版</u>
(略)	(略)
協定規則第157号	協定規則第157号改訂版 <u>補足第 4 改訂版</u>
(略)	(略)
協定規則第170号	協定規則第170号 <u>補足改訂版</u>
(略)	(略)

(略)	(略)
協定規則第30号	協定規則第30号第 2 改訂版 <u>補足第26改訂版</u>
(略)	(略)
協定規則第41号	協定規則第41号第 5 改訂版 <u>補足第 3 改訂版</u>
(略)	(略)
協定規則第44号	協定規則第44号第 4 改訂版 <u>補足第18改訂版</u>
(略)	(略)
協定規則第54号	協定規則第54号 <u>補足第27改訂版</u>
(略)	(略)
協定規則第75号	協定規則第75号 <u>補足第20改訂版</u>
(略)	(略)
協定規則第79号	協定規則第79号第 4 改訂版 <u>補足第 7 改訂版</u>
(略)	(略)
協定規則第117号	協定規則第117号第 4 改訂版 <u>補足第 2 改訂版</u>
(略)	(略)
協定規則第125号	協定規則第125号第 3 改訂版
(略)	(略)
協定規則第129号	協定規則第129号第 4 改訂版 <u>補足第 2 改訂版</u>
(略)	(略)
協定規則第131号	協定規則第131号第 2 改訂版 <u>補足改訂版</u>
協定規則第134号	協定規則第134号第 2 改訂版 <u>補足改訂版</u>
(略)	(略)
協定規則第142号	協定規則第142号改訂版 <u>補足改訂版</u>
(略)	(略)
協定規則第152号	協定規則第152号第 2 改訂版 <u>補足第 4 改訂版</u>
(略)	(略)
協定規則第157号	協定規則第157号改訂版 <u>補足第 3 改訂版</u>
(略)	(略)
協定規則第170号	協定規則第170号 <u>初版</u>
(略)	(略)

協定規則第173号	協定規則第173号改訂版
協定規則第174号	協定規則第174号改訂版
協定規則第175号	協定規則第175号改訂版
(略)	(略)
協定規則第177号	協定規則第177号初版
協定規則第178号	協定規則第178号初版

(原動機及び動力伝達装置)

第10条 (略)

2～5 (略)

6 ペダル踏み間違い時加速抑制装置のペダルの踏み間違いの検知及び警報に係る性能等に関し、保安基準第8条第8項の告示で定める基準は、協定規則第175号の規則5. 及び6. (次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める規定を除く。)に定める基準とする。

一 道路維持作業用自動車であって車両前部に特殊な装備を有する自動車 車両前方に係る規定

二 道路維持作業用自動車であって車両後部に特殊な装備を有する自動車 車両後方に係る規定

三 貨物の運送の用に供する自動車であって次に掲げるもの 車両後方に係る規定

イ 車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室がある自動車のうち、キャブ後面を改造することにより車体の構造上車室を一体としたもの（法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受ける特定共通構造部に係る自動車を含む。）

ロ 車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室がある自動車以外の自動車

7 保安基準第8条第8項のペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えることができないものとして告示で定める自動車は、道路維持作業用自動車であって次の各号に掲げるものとする。

一 車両前部及び後部に特殊な装備を有する自動車

二 車両前部に特殊な装備を有し、かつ、貨物の運送の用に供する自動車であって次に掲げるもの

イ 車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室がある自動車のうち、キャブ後面を改造することにより車体の構造上車室を一体としたもの（法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受ける特定共通構造部に係る自動車を含む。）

ロ 車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室がある自動車以外の自動車（かじ取装置）

第13条 自動車のかじ取装置の強度、操作性等に関し、保安基準第11条第1項の告示で定める基準は、次項から第4項までに掲げる基準とする。

2・3 (略)

協定規則第173号	協定規則第173号初版
協定規則第174号	協定規則第174号初版
協定規則第175号	協定規則第175号初版
(略)	(略)
協定規則第177号	協定規則第177号初版

(原動機及び動力伝達装置)

第10条 (略)

2～5 (略)

6 ペダル踏み間違い時加速抑制装置のペダルの踏み間違いの検知及び警報に係る性能等に関し、保安基準第8条第8項の告示で定める基準は、協定規則第175号の規則5. 及び6. (道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な装備を有する自動車は車両前方に係る規定を除き、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両後部に特殊な装備を有する自動車は車両後方に係る規定を除く。)に定める基準とする。

(新設)

(新設)

(新設)

7 保安基準第8条第8項のペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えることができないものとして告示で定める自動車は、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部及び後部に特殊な装備を有する自動車とする。

(新設)

(新設)

(かじ取装置)

第13条 自動車のかじ取装置の強度、操作性等に関し、保安基準第11条第1項の告示で定める基準は、次項及び第3項に掲げる基準とする。

2・3 (略)

4 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被^{けん}牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被^{けん}牽引自動車を除く。）であって車両総重量が3.5トン以下のものには、道路維持作業用自動車であって車両前部に特殊な装備を有するもの又は緊急自動車を除き、協定規則第178号の規則5. 及び6. に適合する緊急車線維持装置を備えなければならない。

5・6 （略）
（座席）

第28条 （略）
2～5 （略）

6 衝突等による衝撃を受けた場合における乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能に関し保安基準第22条第3項及び第4項の告示で定める基準は、次の表の左欄に掲げる自動車ごとに、当該自動車に備えられた同表の中欄に掲げる座席の種類に応じ、同表の右欄に掲げる基準とする。

自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準
一 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（次に掲げるものを除く。） イ～二 （略）	第1項第3号イに規定する前向きに備える座席（以下この表において「前向き座席」という。）	協定規則第17号の規則5. 及び6. (5. 1.、 5. 3. から 5. 10. ま で、 6. 1. 5. 及び6. 4. から6. 7. ま でを除く。また、協定規則第126号の規則6. に適合する仕切り装置（同規則2. 1. に規定する装置をいう。第106条において同じ。）を備える場合（第5条第1項第4号及び第5号に掲げる場合を除く。）にあっては、 <u>5. 12. 2. を除く。</u> ）に定める基準
二～八 （略）	(略)	(略)

（自動車の騒音防止装置）

第40条 自動車（被^{けん}牽引自動車を除く。以下この条において同じ。）が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第30条第1項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～三 （略）

四 二輪自動車（内燃機関以外を原動機とするものであって、最高速度20km／h未満のものは除く。）は、協定規則第41号の規則6. に定める基準に適合する構造であること。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第41号の規則6. 2. 及び6. 3. の規定にかかわらず、協定規則第41号の規則8. 2. から8. 4. までの規定に適合する構造であればよいものとする。

五 （略）

2 （略）

（新設）

4・5 （略）
（座席）

第28条 （略）
2～5 （略）

6 衝突等による衝撃を受けた場合における乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能に関し保安基準第22条第3項及び第4項の告示で定める基準は、次の表の左欄に掲げる自動車ごとに、当該自動車に備えられた同表の中欄に掲げる座席の種類に応じ、同表の右欄に掲げる基準とする。

自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準
一 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（次に掲げるものを除く。） イ～二 （略）	第1項第3号イに規定する前向きに備える座席（以下この表において「前向き座席」という。）	協定規則第17号の規則5. 及び6. (5. 1.、 5. 3. から 5. 10. ま で、 6. 1. 5. 及び6. 4. から6. 7. ま でを除く。）に定める基準
二～八 （略）	(略)	(略)

（自動車の騒音防止装置）

第40条 自動車（被^{けん}牽引自動車を除く。以下この条において同じ。）が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第30条第1項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～三 （略）

四 二輪自動車（内燃機関以外を原動機とするものであって、最高速度20km／h未満のものは除く。）は、協定規則第41号の規則6. に定める基準に適合する構造であること。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第41号の規則6. 2. 及び6. 3. の規定にかかわらず、協定規則第41号の規則8. 2. 及び8. 3. の規定に適合する構造であればよいものとする。

五 （略）

2 （略）

(原動機及び動力伝達装置)

第88条 (略)

2 (略)

3 ペダル踏み間違い時加速抑制装置のペダルの踏み間違いの検知及び警報に係る性能等に関し、保安基準第8条第8項の告示で定める基準は、協定規則第175号の規則5.及び6. (次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める規定を除く。)に定める基準とする。

一 道路維持作業用自動車であって車両前部に特殊な装備を有する自動車 車両前方に係る規定

二 道路維持作業用自動車であって車両後部に特殊な装備を有する自動車 車両後方に係る規定

三 貨物の運送の用に供する自動車であって次に掲げるもの 車両後方に係る規定

イ 車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室がある自動車のうち、キャブ後面を改造することにより車体の構造上車室を一体としたもの（法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に係る自動車を含む。）

ロ 車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室がある自動車以外の自動車

4 (略)

5 保安基準第8条第8項のペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えることができないものとして告示で定める自動車は、道路維持作業用自動車であって次の各号に掲げるものとする。

一 車両前部及び後部に特殊な装備を有する自動車

二 車両前部に特殊な装備を有し、かつ、貨物の運送の用に供する自動車であって次に掲げるもの

イ 車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室がある自動車のうち、キャブ後面を改造することにより車体の構造上車室を一体としたもの（法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に係る自動車を含む。）

ロ 車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室がある自動車以外の自動車

6 (略)

(かじ取装置)

第91条 自動車のかじ取装置の強度、操作性等に関し、保安基準第11条第1項の告示で定める基準は、次項から第4項までに掲げる基準とする。

2・3 (略)

4 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）であって車両総重量が3.5トン以下のものには、道路維持作業用自動車であって車両前部に特殊な装備を有するもの又は緊急自動車を除き、協定規則第178号の規則5.及び6.

(原動機及び動力伝達装置)

第88条 (略)

2 (略)

3 ペダル踏み間違い時加速抑制装置のペダルの踏み間違いの検知及び警報に係る性能等に関し、保安基準第8条第8項の告示で定める基準は、協定規則第175号の規則5.及び6. (道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な装備を有する自動車は車両前方に係る規定を除き、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両後部に特殊な装備を有する自動車は車両後方に係る規定を除く。)に定める基準とする。

(新設)

(新設)

(新設)

4 (略)

5 保安基準第8条第8項のペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えることができないものとして告示で定める自動車は、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部及び後部に特殊な装備を有する自動車とする。

(新設)

(新設)

6 (略)

(かじ取装置)

第91条 自動車のかじ取装置の強度、操作性等に関し、保安基準第11条第1項の告示で定める基準は、次項及び第3項に掲げる基準とする。

2・3 (略)

(新設)

に適合する緊急車線維持装置を備えなければならない。この場合において、次に掲げる緊急車線維持装置であってその機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、協定規則第178号の規則5. 及び6. に適合するものとする。

- 一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた緊急車線維持装置
- 二 法第75条の2 第1 項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている緊急車線維持装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている緊急車線維持装置又はこれに準ずる性能を有する緊急車線維持装置
- 三 法第75条の3 第1 項の規定に基づき緊急車線維持装置について型式の指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた緊急車線維持装置又はこれに準ずる性能を有する緊急車線維持装置

5 別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しない緊急車線維持装置は、前項の規定にかかわらず、同項の基準に適合しないものとする。

6 ～ 8 (略)
(座席)

第106条 (略)

2 ～ 5 (略)

6 衝突等による衝撃を受けた場合における乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能に関し保安基準第22条第3 項及び第4 項の告示で定める基準は、次の表の左欄に掲げる自動車ごとに、当該自動車に備えられた同表の中欄に掲げる座席の種類に応じ、同表の右欄に掲げる基準とする。この場合において、指定自動車等に備えられている座席及び座席取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの若しくは法第75条の2 第1 項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席及び座席取付装置、法第75条の3 第1 項の規定に基づく型式の指定を受けた座席及び座席取付装置又はこれらに準ずる性能を有するものであって、その強度を損なうおそれのある損傷のないもの及び乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準
一 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（次に掲げるものを除く。） イ～ニ (略)	第1 項第3 号イに規定する前向きに備える座席（以下この表において「前向き座席」という。）	協定規則第17号の規則5. 及び6. (5. 1.、 5. 3. から 5. 10. ま で、 6. 1. 5. 及び6. 4. から6. 7. ま でを <u>除く</u> 。また、 <u>協定規則第126号の規則6. に適合する仕切り装置を備える場合にあっては、5. 12. 2. を除く。</u>)に定める基準
二～八 (略)	(略)	(略)

(新設)

4 ～ 6 (略)
(座席)

第106条 (略)

2 ～ 5 (略)

6 衝突等による衝撃を受けた場合における乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能に関し保安基準第22条第3 項及び第4 項の告示で定める基準は、次の表の左欄に掲げる自動車ごとに、当該自動車に備えられた同表の中欄に掲げる座席の種類に応じ、同表の右欄に掲げる基準とする。この場合において、指定自動車等に備えられている座席及び座席取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの若しくは法第75条の2 第1 項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席及び座席取付装置、法第75条の3 第1 項の規定に基づく型式の指定を受けた座席及び座席取付装置又はこれらに準ずる性能を有するものであって、その強度を損なうおそれのある損傷のないもの及び乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準
一 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（次に掲げるものを除く。） イ～ニ (略)	第1 項第3 号イに規定する前向きに備える座席（以下この表において「前向き座席」という。）	協定規則第17号の規則5. 及び6. (5. 1.、 5. 3. から 5. 10. ま で、 6. 1. 5. 及び6. 4. から6. 7. ま でを <u>除く。</u>)に定める基準
二～八 (略)	(略)	(略)

(原動機及び動力伝達装置)

第166条 (略)

2・3 (略)

4 保安基準第 8 条第 8 項のペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えることができないものとして告示で定める自動車は、道路維持作業用自動車であって次の各号に掲げるものとする。

- 一 車両前部及び後部に特殊な装備を有する自動車
 - 二 車両前部に特殊な装備を有し、かつ、貨物の運送の用に供する自動車であって次に掲げるもの
 - イ 車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室がある自動車のうち、キャブ後面を改造することにより車体の構造上車室を一体としたもの（法第75条の 2 第 1 項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に係る自動車を含む。）
 - ロ 車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室がある自動車以外の自動車
- 5 (略)
- (かじ取装置)

第169条 自動車のかじ取装置の強度、操作性能等に関し、保安基準第11条第 1 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 自動車のかじ取装置は、堅ろうで安全な運行を確保できるものであること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。
 - イ～ヲ (略)
 - ワ 緊急車線維持装置の機能を損なうおそれのある損傷等のあるもの
 - 力 運行補助機能を有するかじ取装置及び緊急車線維持装置であって、別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しないもの
 - 二～五 (略)
- 2・3 (略)
- (消音器)

第252条 一般原動機付自転車騒音が著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第64条の 2 第 1 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一・二 (略)
 - 三 二輪の一般原動機付自転車(総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km／hを超えるものに限る。)は、協定規則第41号の規則6. に定める基準に適合する構造であること。ただし、施行規則第62条の 3 第 1 項の規定による認定を行う場合以外の場合（以下「型式の認定を行う場合以外の場合」という。）にあつては、協定規則第41号の規則6. 2. 及び6. 3. の規定にかかわらず、協定規則第41号の規則8. 2. から8. 4. までの規定に適合する構造であればよいものとする。
- 2 (略)
- 別添41 重量車排出ガスの測定方法
- I・II (略)
 - III J H25モード法（内燃機関車）
1. ～18. (略)
- 別紙 1 ～ 6 (略)
- 別紙 7 車両総重量3.5 t 超の自動車に係る燃料消費率測定における標準車両諸元及び都市間走行割合
- 表 1 ・ 2 (略)

(原動機及び動力伝達装置)

第166条 (略)

2・3 (略)

4 保安基準第 8 条第 8 項のペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えることができないものとして告示で定める自動車は、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部及び後部に特殊な装備を有する自動車とする。

- (新設)
- (新設)

5 (略)

(かじ取装置)

第169条 自動車のかじ取装置の強度、操作性能等に関し、保安基準第11条第 1 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 自動車のかじ取装置は、堅ろうで安全な運行を確保できるものであること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。
 - イ～ヲ (略)
 - (新設)
 - ワ 運行補助機能を有するかじ取装置であって、別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しないもの
 - 二～五 (略)
- 2・3 (略)
- (消音器)

第252条 一般原動機付自転車騒音が著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第64条の 2 第 1 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一・二 (略)
 - 三 二輪の一般原動機付自転車(総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km／hを超えるものに限る。)は、協定規則第41号の規則6. に定める基準に適合する構造であること。ただし、施行規則第62条の 3 第 1 項の規定による認定を行う場合以外の場合（以下「型式の認定を行う場合以外の場合」という。）にあつては、協定規則第41号の規則6. 2. 及び6. 3. の規定にかかわらず、協定規則第41号の規則8. 2. 及び8. 3. の規定に適合する構造であればよいものとする。
- 2 (略)
- 別添41 重量車排出ガスの測定方法
- I・II (略)
 - III J H25モード法（内燃機関車）
1. ～18. (略)
- 別紙 1 ～ 6 (略)
- 別紙 7 車両総重量3.5 t 超の自動車に係る燃料消費率測定における標準車両諸元及び都市間走行割合
- 表 1 ・ 2 (略)

表3 乗用自動車（路線バス）の車両諸元及び都市間走行割合

燃費 区分 No	区分	標準車両諸元				都市間 走行割合 (%)	乗車率 (%)
	車両総重量範 囲 (t)	車両重量 (kg)	定員 (人)	全高 (m)	全幅 (m)		
B R 1	3.5< & ≤8	5186	39	2.880	2.072	0	35
B R 2	8< & ≤10	7837	28	2.990	2.315	0	35
B R 3	10< & ≤12	7901	59	2.989	2.312	0	35
B R 4	12< & ≤14	8654	77	2.969	2.385	0	35
B R 5	14<	10203	79	3.022	2.490	0	35

表4 (略)

別紙8～11 (略)

別表1・2 (略)

付録1・2 (略)

IV J H25モード法（電気式ハイブリッド車）

1.～4. (略)

付録1・付録2 (略)

別紙1～別紙4 (略)

別紙5 シャンダイナモメータ試験

1.～3. (略)

4. 測定装置の調整等

4.1.～4.4. (略)

4.5. (略)

4.5.1. (略)

4.5.2. 設定された負荷の検証

設定された負荷（以下、「設定走行抵抗」という。）が目標走行抵抗に相当する値であることについて以下に示す方法により検証する。また、加速時にアクセルペダルを全開にして到達できない速度の場合は、当該速度は除いて実施すること。

(1)・(2) (略)

(3) (2)で求めた惰行時間の平均値よりシャンダイナモメータの設定走行抵抗を次の式により算出する。

$$F_c = (IW + W_2) \div 0.36tc$$

F_c：設定走行抵抗（N）

IW：4.2.にて設定した等価慣性重量（kg）

W₂：試験自動車の駆動系の回転部分相当慣性重量（kg）

（Ⅲの別紙7に定める各区分の標準車両諸元に記載された車両重量の3.5％（常時四輪駆動自動車を四輪駆動車用シャンダイナモメータで測定する場合にあっては、7％）とする。なお、実測又は計算でもとめてもよい。）

tc：惰行時間（s）

(4) (略)

5.～7. (略)

表3 乗用自動車（路線バス）の車両諸元及び都市間走行割合

燃費 区分 No	区分	標準車両諸元				都市間 走行割合 (%)	乗車率 (%)
	車両総重量範 囲 (t)	車両重量 (kg)	定員 (人)	全高 (m)	全幅 (m)		
B R 1	6< & ≤8	5186	39	2.880	2.072	0	35
B R 2	8< & ≤10	7837	28	2.990	2.315	0	35
B R 3	10< & ≤12	7901	59	2.989	2.312	0	35
B R 4	12< & ≤14	8654	77	2.969	2.385	0	35
B R 5	14<	10203	79	3.022	2.490	0	35

表4 (略)

別紙8～11 (略)

別表1・2 (略)

付録1・2 (略)

IV J H25モード法（電気式ハイブリッド車）

1.～4. (略)

付録1・付録2 (略)

別紙1～別紙4 (略)

別紙5 シャンダイナモメータ試験

1.～3. (略)

4. 測定装置の調整等

4.1.～4.4. (略)

4.5. (略)

4.5.1. (略)

4.5.2. 設定された負荷の検証

設定された負荷（以下、「設定走行抵抗」という。）が目標走行抵抗に相当する値であることについて以下に示す方法により検証する。また、加速時にアクセルペダルを全開にして到達できない速度の場合は、当該速度は除いて実施すること。

(1)・(2) (略)

(3) (2)で求めた惰行時間の平均値よりシャンダイナモメータの設定走行抵抗を次の式により算出する。

$$F_c = (IW + W_2) \div 0.36tc$$

F_c：設定走行抵抗（N）

IW：試験自動車の等価慣性重量の標準値（kg）

W₂：試験自動車の駆動系の回転部分相当慣性重量（kg）

（Ⅲの別紙7に定める各区分の標準車両諸元に記載された車両重量の3.5％（常時四輪駆動自動車を四輪駆動車用シャンダイナモメータで測定する場合にあっては、7％）とする。なお、実測又は計算でもとめてもよい。）

tc：惰行時間（s）

(4) (略)

5.～7. (略)

V J H25モード法（電気自動車）

1. ・2. （略）

3. H I L S法

3.1. ～3.3. （略）

3.4. H I L Sシステム模擬走行による蓄電装置のD Cの消費電気エネルギーの算出

別紙1の10.に規定する認証用パラメータ、Ⅲの別紙7に規定する当該自動車の車両総重量等の区分に応じてそれぞれ定める標準車両諸元（試験時車両重量についてはⅢの別紙4の規定）並びにⅢの17.に規定する変速機、終減速機及びタイヤ諸元を入力したH I L Sシステムを用いて、模擬走行（H I L Sシステム上で認証用P E Vモデルを作動させ、都市内走行モード及び第10条第1表に掲げる縦断勾配付き80km毎時定速モード（以下「都市間走行モード」という。）に従い走行することをいう。以下同じ。）を行い、0.2秒以下毎の車速及び走行時における蓄電装置のD Cの消費電気エネルギーを算出する。

速度及び時間の許容誤差については、各走行モードのあらゆる時点において、速度については±2.0km／h以内とし、時間については±1.0秒以内とし、Ⅳの3.4.図1の塗りつぶしの範囲内にあるものとする。

なお、Ⅳの3.4.表1の左欄に掲げる項目に応じてそれぞれ定める許容値以内の場合においては、許容誤差の範囲内とみなす。ただし、発進時及び変速操作時の逸脱時間は総積算時間には含めないこととする。

また、加速時においてアクセルペダルを全開にして各走行モードの速度に到達できない自動車にあっては、この限りでない。

都市内走行モードにおける模擬走行では、任意の十分に減速エネルギーを回生できるS O C状態からの1サイクルを選択し、下記よりD Cの消費電気エネルギー ΔE_{REESSj} を算出する。（別紙3の2.2.で選択したサイクルと同一でなくてもよい。）

$$\Delta E_{REESSj} = \frac{1}{3600} \times \int_{t_0}^{t_{end}} u(t)_{REESS} \times I(t)_i dt$$

ΔE_{REESSj} ：検討対象の模擬走行サイクルiに関するD Cの消費電気エネルギー（Wh）

i：検討対象の模擬走行サイクルの添字番号

j：走行モードの添字記号（u：都市内走行モード，h：都市間走行モード）

1／3600：サイクルエネルギー要求量のWhへの変換係数

$u(t)_{REESS,i}$ ：対象期間iにおけるR E E S Sの電圧（V）

t_0 ：対象期間iの開始時の時間（s）

t_{end} ：対象期間iの終了時の時間（s）

$I(t)_i$ ：対象期間iにおけるR E E S Sの電流（A）

都市間走行モードの模擬走行開始時の放電深度についても任意の十分に減速エネルギーを回生できるS O C状態（ただし、都市内走行モードの模擬走行で設定した値と異なってもよい）とし、上記よりD Cの消費電気エネルギー ΔE_{REESSj} を算出する。なお、走行途中で蓄電装置の下限電圧に達した場合には、蓄電装置の放電深度を走行開始時と同値に修正して模擬走行を継続する。

V J H25モード法（電気自動車）

1. ・2. （略）

3. H I L S法

3.1. ～3.3. （略）

3.4. H I L Sシステム模擬走行による蓄電装置のD Cの消費電気エネルギーの算出

別紙1の10.に規定する認証用パラメータ、Ⅲの別紙7に規定する当該自動車の車両総重量等の区分に応じてそれぞれ定める標準車両諸元（試験時車両重量についてはⅢの別紙4の規定）並びにⅢの17.に規定する変速機、終減速機及びタイヤ諸元を入力したH I L Sシステムを用いて、模擬走行（H I L Sシステム上で認証用P E Vモデルを作動させ、都市内走行モード及び第10条第1表に掲げる縦断勾配付き80km毎時定速モード（以下「都市間走行モード」という。）に従い走行することをいう。以下同じ。）を行い、0.2秒以下毎の車速及び走行時における蓄電装置のD Cの消費電気エネルギーを算出する。

速度及び時間の許容誤差については、各走行モードのあらゆる時点において、速度については±2.0km／h以内とし、時間については±1.0秒以内とし、Ⅳの3.4.図1の塗りつぶしの範囲内にあるものとする。

なお、Ⅳの3.4.表1の左欄に掲げる項目に応じてそれぞれ定める許容値以内の場合においては、許容誤差の範囲内とみなす。ただし、発進時及び変速操作時の逸脱時間は総積算時間には含めないこととする。

また、加速時においてアクセルペダルを全開にして各走行モードの速度に到達できない自動車にあっては、この限りでない。

都市内走行モードにおける模擬走行では、R E E S Sが満充電の状態から走行模擬を行い、走行できなくなった段階で中止基準に達したものとみなす。

その後、任意の暖機状態相当かつ十分に減速エネルギーを回生できるS O C状態からの1サイクルを選択し、下記よりD Cの消費電気エネルギー ΔE_{REESS} を算出する。（別紙3の2.2.で選択したサイクルと同一でなくてもよい。）

$$\Delta E_{REESS} = \frac{1}{3600} \times \int_{t_0}^{t_{end}} u(t)_{REESS} \times I(t)_i dt$$

ΔE_{REESS} ：検討対象の模擬走行サイクルiに関するD Cの消費電気エネルギー（Wh）

i：検討対象の模擬走行サイクルの添字番号

1／3600：サイクルエネルギー要求量のWhへの変換係数

$U(t)_{REESS,i}$ ：対象期間iにおけるR E E S Sの電圧（V）

t_0 ：対象期間iの開始時の時間（s）

t_{end} ：対象期間iの終了時の時間（s）

$I(t)_i$ ：対象期間iにおけるR E E S Sの電流（A）

都市間走行モードの模擬走行開始時の放電深度については任意の暖機状態相当かつ十分に減速エネルギーを回生できるS O C状態（ただし、都市内走行モードの模擬走行で設定した値と異なってもよい）とし、走行途中で蓄電装置の下限電圧に達した場合には、蓄電装置の放電深度を走行開始時と同値に修正して模擬走行を継続する。

3.5. 重量車電力消費率の算出

3.4. で算出した D C の消費電気エネルギー ΔE_{REESS} 、走行距離及び別紙 1 の 12. に規定する充電効率 K_C から D C の電力消費率 EC_{DC} 及び A C の電力消費率 EC_{AC} を算出する。

$$EC_{DC} = \frac{\Delta E_{REESS}}{\text{走行距離}}$$

$$EC_{AC} = \frac{EC_{DC}}{K_C}$$

なお、トルクコンバータ付自動変速機を有する自動車については、同じギヤ段数及びギヤ比を持つ手動変速機と見なして算出した電力消費率に、都市内走行モードの場合にあっては 0.91 を、都市間走行モードの場合にあっては 0.96 を乗じたものを当該自動車の電力消費率とすることができる。

得られた都市内走行モード及び都市間走行モードにおける電力消費率を 3.6. に示す都市間走行割合に基づき次式により重量車電力消費率を算出する。

$$EC_{AC} = \frac{1}{\frac{1 - \alpha / 100}{EC_{ACu}} + \frac{\alpha / 100}{EC_{Ach}}}$$

EC_{AC} : 電気重量車 A C 電力消費率 (Wh/km)

EC_{ACu} : 都市内走行 A C 電力消費率 (Wh/km)

EC_{Ach} : 都市間走行 A C 電力消費率 (Wh/km)

α : 都市間走行割合 (%)

3.6. (略)

4. パワートレーン法

4.1. ・ 4.2. (略)

4.3. 試験室

試験室の温度は試験前後やソーク前後は空調設定が 23℃ になっている状態であること。ただし、別紙 2 の 2.6. の蓄電装置の充電効率試験と兼ねる場合、ソーク後の蓄電装置温度は 25±5℃ であること (以下、充電効率試験を兼ねる際において同じ。)。なお、温度測定箇所等は自動車製作者等により規定する。

4.4. (略)

4.5. 電気重量車電力消費率試験の試験手順

4.5.1. (略)

4.5.2. パワートレーンの試験手順

4.5.2.1. 測定運転及び充電

システムを始動し、4.4.2. で規定した都市内走行モード及び都市間走行モードにより 4.5.2.2. の項目について測定を行う運転 (以下、「測定運転」という。)を行う。

この場合において、暖機運転後十分に減速エネルギーを回生できる S O C 状態から測定運転を開始すること。

都市内走行モードにおいては、別紙 2 の 2.6.4. の充電効率の測定 (別紙 2 の 2.6.4. の (3) については別紙 2 の 2.6.4. の (3) の ① において途中に都市内走行モードを実施する手法) に準じて試験を実施することにより、別紙 2 の 2.6. の蓄電装置の充電効率試験と兼ねることができる。

3.5. 重量車電力消費率の算出

3.4. で選択したサイクルの D C の消費電気エネルギー ΔE_{REESS} 、走行距離及び別紙 1 の 12. に規定する充電効率から D C の電力消費率 EC_{DC} 及び A C の電力消費率 EC_{AC} を算出する。

$$EC_{DC} = \frac{\Delta E_{REESS}}{\text{走行距離}}$$

$$EC_{AC} = \frac{EC_{DC}}{K_C}$$

なお、トルクコンバータ付自動変速機を有する自動車については、同じギヤ段数及びギヤ比を持つ手動変速機と見なして算出した電力消費率に、都市内走行モードの場合にあっては 0.91 を、都市間走行モードの場合にあっては 0.96 を乗じたものを当該自動車の電力消費率とすることができる。

得られた都市内走行モード及び都市間走行モードにおける電力消費率を 3.6. に示す都市間走行割合に基づき次式により重量車電力消費率を算出する。

$$EC_{AC} = \frac{1}{\frac{1 - \alpha / 100}{EC_{ACu}} + \frac{\alpha / 100}{EC_{Ach}}}$$

EC_{AC} : 電気重量車 A C 電力消費率 (Wh/km)

EC_{ACu} : 都市内走行 A C 電力消費率 (Wh/km)

EC_{Ach} : 都市間走行 A C 電力消費率 (Wh/km)

α : 都市間走行割合 (%)

3.6. (略)

4. パワートレーン法

4.1. ・ 4.2. (略)

4.3. 試験室

試験室の温度は試験前後やソーク前後は空調設定が 23℃ になっている状態であること。

4.4. (略)

4.5. 電気重量車電力消費率試験の試験手順

4.5.1. (略)

4.5.2. パワートレーンの試験手順

4.5.2.1. 測定運転及び充電

システムを始動し、4.4.2. で規定した都市内走行モード及び都市間走行モードにより 4.5.2.2. の項目について測定を行う運転 (以下、「測定運転」という。)を行う。

この場合において、暖機運転後十分に減速エネルギーを回生できる S O C 状態から測定運転を開始すること。

都市内走行モードにおいては、パワートレーンがコールドの状態から運転を実施し、暖機運転後十分に減速エネルギーを回生できる S O C 状態の蓄電装置放電深度から測定運転を開始すること。

その後、任意の暖機状態相当かつ十分に減速エネルギーを回生できるＳＯＣ状態から実施した測定運転の１サイクルを選択し、下記よりＤＣの消費電気エネルギー ΔE_{REESS} を算出する。

$$\Delta E_{REESS} = \frac{1}{3600} \times \int_{t_0}^{t_{end}} u(t)_{REESS} \times I(t)_i dt$$

ΔE_{REESS} ：検討対象のサイクルiに関するＤＣの消費電気エネルギー（Wh）

i：検討対象の模擬走行サイクルの添字番号

1／3600：サイクルエネルギー要求量のWhへの変換係数

$u(t)_{REESS,i}$ ：対象期間iにおけるＲＥＥＳＳの電圧（V）

t_0 ：対象期間iの開始時の時間（s）

t_{end} ：対象期間iの終了時の時間（s）

$I(t)_i$ ：対象期間iにおけるＲＥＥＳＳの電流（A）

都市間走行モードを一充電で走行することができない車両においては、指定車速を維持不可となるＳＯＣ状態になる前に一旦走行を中止し、ダイナモメータによる回生充電をセル温度変化が測定運転開始時に対し $\pm 5.0\text{K}$ （ $\pm 5^\circ\text{C}$ ）以内の状態にて行い、十分に減速エネルギー回生できるＳＯＣ状態まで回復した後、残りのモードを走行することで、指定された時間の電力消費率を導出すること。

なお、都市間走行モード運転の場合にあっては、都市間走行モードの走行前及び走行再開時に、追加で60秒の自走可能状態での停車を行い、その後3分以内に80km／h走行（トルク指令は路上走行抵抗相当とすること。）又はアクセル全開にて加速し、その後速度が安定するよう30秒走行すること。

4.5.2.2. （略）

4.5.3. （略）

4.6. （略）

付録1・2 （略）

別紙1 （略）

別紙2 電動機、蓄電装置及び電動補機類試験

1. （略）

2. 蓄電装置試験方法

電気重量車用H I L Sシステムの入力パラメータとして、試験電池の内部抵抗、開放電圧及びA Cの電力消費率を算出するための係数として用いる蓄電装置の充電効率を求める。以下試験法を規定する。

2.1.～2.5. （略）

2.6. 充電効率試験法

電力消費率を求めるために、蓄電装置の充電効率を求める。

2.6.1.～2.6.3. （略）

都市内走行モードにおいては、測定運転の終了後、継続して車両が都市内走行モードの車速を追従できない状態まで運転し120分以内に満充電することにより、別紙2の2.6.の蓄電装置の充電効率試験と兼ねることができる。

その際充電効率算出の為、パワートレーンがコールド状態で運転を開始した時点から車速を追従できない状態までの消費電気エネルギー E_{DC} を測定すること。

その後、任意の暖機状態相当かつ十分に減速エネルギーを回生できるＳＯＣ状態からの１サイクルを選択し、下記よりＤＣの消費電気エネルギー ΔE_{REESS} を算出する。

$$\Delta E_{REESS} = \frac{1}{3600} \times \int_{t_0}^{t_{end}} u(t)_{REESS} \times I(t)_i dt$$

ΔE_{REESS} ：検討対象のサイクルiに関するＤＣの消費電気エネルギー（Wh）

i：検討対象の模擬走行サイクルの添字番号

1／3600：サイクルエネルギー要求量のWhへの変換係数

$U(t)_{REESS,i}$ ：対象期間iにおけるＲＥＥＳＳの電圧（V）

t_0 ：対象期間iの開始時の時間（s）

t_{end} ：対象期間iの終了時の時間（s）

$I(t)_i$ ：対象期間iにおけるＲＥＥＳＳの電流（A）

都市間走行モードを一充電で走行することができない車両においては、指定車速を維持不可となるＳＯＣ状態になる前に一旦走行を中止し、ダイナモメータによる回生充電をセル温度変化が測定運転開始時に対し $\pm 5.0\text{K}$ （ $\pm 5^\circ\text{C}$ ）以内の状態にて行い、十分に減速エネルギー回生できるＳＯＣ状態まで回復した後、残りのモードを走行することで、指定された時間の電力消費率を導出すること。

なお、都市間走行モード運転の場合にあっては、都市間走行モードの走行前及び走行再開時に、追加で30秒の自走可能状態での停車を行い、その後30秒間で80km／h走行（トルク指令は路上走行抵抗相当とすること。）まで加速し、その後速度が安定するよう30秒走行すること。

4.5.2.2. （略）

4.5.3. （略）

4.6. （略）

付録1・2 （略）

別紙1 （略）

別紙2 電動機、蓄電装置及び電動補機類試験

1. （略）

2. 蓄電装置試験方法

電気重量車用H I L Sシステムの入力パラメータとして、試験電池の内部抵抗、開放電圧及びA Cの電力消費率を算出するための係数として用いる蓄電装置の充電効率を求める。以下試験法を規定する。

2.1.～2.5. （略）

2.6. 充電効率試験法

電力消費率を求めるために、蓄電装置の充電効率を求める。

2.6.1.～2.6.3. （略）

2.6.4. 充電効率の測定

(1)・(2) (略)

(3) ソーク後の蓄電装置システム放電方法は、以下から測定方法を選択のうえ、蓄電装置端子間に電気エネルギー測定機器を配置し、消費電気エネルギー E_{DC} を測定する。

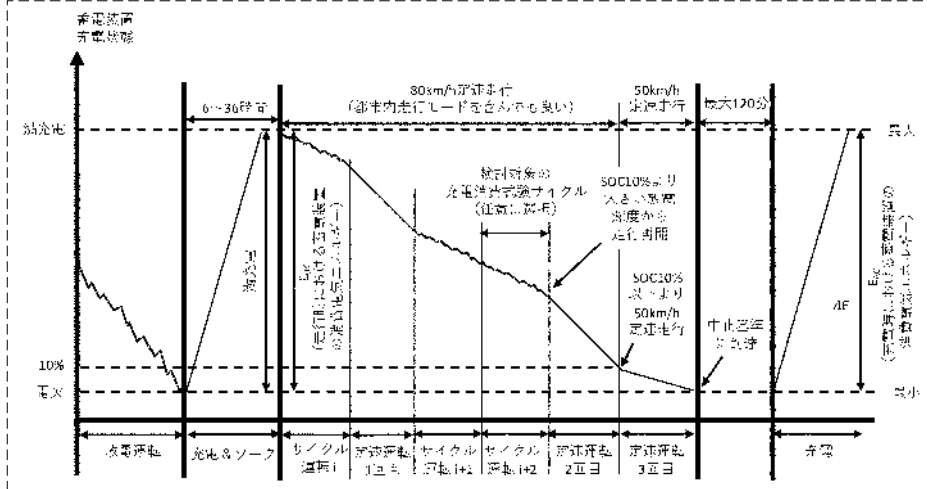
① 当該自動車をコールド状態から定速走行で運転し、満充電から車両が定速車速を維持できない状態まで蓄電装置システムを放電させる。定速走行時の車速は 80km/h （アクセルペダルを全開にしても到達できない自動車にあっては、この限りでない。）より開始し、SOCが10%以下となったところで車速を 50km/h に変更し、電欠まで走行すること。なお車速変更は1分以内に完了すること。定速走行開始時の加速はアクセル全開もしくは3分以内に定速車速に達するものとし、電欠により定速車速から 2km/h 以上低下した状態が4秒以上続いた時点でアクセル開度を全閉とし、全閉から1分以内にブレーキをかけて車両を停止させ、測定を終了する。

なおシステム検証試験のデータ取得を目的として、定速走行途中の任意の放電深度より都市内走行モードによる走行を数回行っても良い。その際の定速走行からの減速は、減速開始から1分以内に完全停止し、ドライバ交代や負荷設定変更等に要する時間を含め完全停止から10分以内に次のモード走行または定速走行を開始しなければならない。この場合、2回目の定速走行の車速条件は1回目と同一とし、SOCが10%より大きい放電深度から2回目の定速走行を開始する。

② 当該自動車をコールド状態から、試験機関との合意に基づいた外部放電器を使用して蓄電装置システムを放電させる。その際、放電電力は一定値とし、その値は当初 80km/h での走行状態と同等に設定し、SOC10%以下にて 50km/h での走行状態と同等の電力に変更する。電力変更は1分以内に完了すること。なお、 50km/h 相当に設定した実放電電力に対し10%以下に低下した状態が4秒続いた時点で試験終了とし、速やかに放電出力をゼロに設定する。

(4) (略)

図 充電効率試験の実機試験



2.6.5. (略)

3. (略)

2.6.4. 充電効率の測定

(1)・(2) (略)

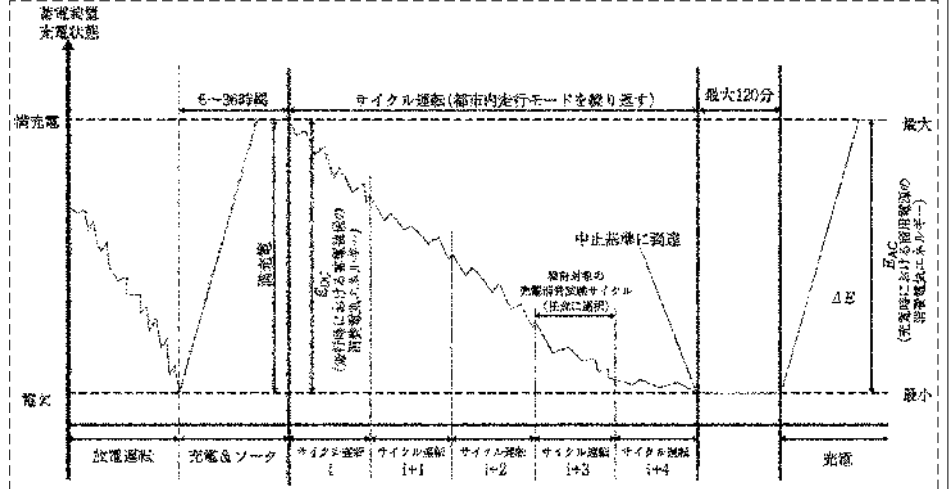
(3) 当該自動車をコールド状態から都市内走行モードで繰り返し運転し、満充電から車両が都市内走行モードの車速を追従できない状態まで蓄電装置システムを放電させる。その際に蓄電装置端子間に電気エネルギー測定機器を配置し、消費電気エネルギー E_{DC} を測定する。

(新設)

(新設)

(4) (略)

図 充電効率試験の実機試験



2.6.5. (略)

3. (略)

付録1・付録2 (略)

別紙3～別紙5 (略)

VI J H25モード法 (電気式プラグインハイブリッド車)

1.・2. (略)

3. H I L S法

3.1.～3.7. (略)

3.8. 電力消費率

3.8.1. 電力消費率の決定

商用電源からの再充電電気エネルギー及び等価全電気航続距離に基づく電力消費率は、次式によって計算するものとする。

$$EC_i = \frac{E_{ACi}}{EAER_i}$$

E_{ACi} ：商用電源からの再充電電気エネルギー及び等価全電気航続距離に基づく都市内走行モード及び都市間走行モードにおける電力消費率 (Wh/km)

E_{ACi} ：3.8.2.により算出する都市内走行モード及び都市間走行モードにおける商用電源からの再充電電気エネルギー (Wh)

$EAER_i$ ：3.8.2.により算出する都市内走行モード及び都市間走行モードにおける等価全電気航続距離 (CD試験の過程でREESSから電気を使用した距離) (km)

3.8.2. 商用電源からの再充電電気エネルギー (Wh)

商用電源からの再充電電気エネルギーは、3.5.により算出したDCの消費電気エネルギー $\Delta E_{REESS,i}$ 及び別紙2の3.2.により算出した充電効率を用いて、次式によって計算するものとする。

$$E_{ACi} = \frac{1}{K_C} \times \sum_{i=1}^{n+1} \Delta E_{REESS,i}$$

K_C ：充電効率

n ：移行サイクルを含む、走行したサイクルの数

得られた都市内走行モード及び都市間走行モードにおける商用電源からの再充電電気エネルギーに対し、3.12.に示す都市間走行割合に基づき次式により商用電源からの重量車再充電電気エネルギーを算出する。

$$E_{AC} = 1 / ((1 - \alpha / 100) / E_{ACu} + \alpha / 100 / E_{ACb})$$

E_{AC} ：商用電源からの重量車再充電電気エネルギー (kWh)

E_{ACu} ：都市内走行モードにおける商用電源からの再充電電気エネルギー (kWh)

E_{ACb} ：都市間走行モードにおける商用電源からの再充電電気エネルギー (kWh)

α ：都市間走行割合 (%)

3.8.3. 等価全電気航続距離

等価全電気航続距離は、次式によって計算するものとする。

$$EAER_i = \left(\frac{F \cdot C_{CSI} - F \cdot C_{CD,avg,i}}{F \cdot C_{CSI}} \right) \times R_{CDCi}$$

$$F \cdot C_{CD,avg,i} = \frac{\sum_{c=1}^n (F \cdot C_{CD,c,i} \times d_{c,i})}{R_{CDCi}}$$

付録1・付録2 (略)

別紙3～別紙5 (略)

VI J H25モード法 (電気式プラグインハイブリッド車)

1.・2. (略)

3. H I L S法

3.1.～3.7. (略)

3.8. 電力消費率

3.8.1. 電力消費率の決定

商用電源からの再充電電気エネルギー及び等価全電気航続距離に基づく電力消費率は、次式によって計算するものとする。

$$EC = \frac{E_{AC}}{EAER}$$

EC ：商用電源からの再充電電気エネルギー及び等価全電気航続距離に基づく電力消費率 (Wh/km)

E_{AC} ：3.8.2.により算出する商用電源からの再充電電気エネルギー (Wh)

$EAER$ ：3.8.3.により算出する等価全電気航続距離 (CD試験の過程でREESSから電気を使用した距離) (km)

3.8.2. 商用電源からの再充電電気エネルギー (Wh)

3.5.により算出したDCの消費電気エネルギー $\Delta E_{REESS,i}$ 及び別紙2の3.2.により算出した充電効率を用いて、商用電源からの再充電電気エネルギーを算出する。

$$E_{AC} = \frac{1}{K_C} \times \sum_{i=1}^{n+1} \Delta E_{REESS,i}$$

K_C ：充電効率

n ：移行サイクルを含む、走行したサイクルの数

3.8.3. 等価全電気航続距離

等価全電気航続距離は、次式によって計算するものとする。

$$EAER = \left(\frac{F \cdot C_{CS} - F \cdot C_{CD,avg}}{F \cdot C_{CS}} \right) \times R_{CDC}$$

$$F \cdot C_{CD,avg,n-1} = \frac{\sum_{c=1}^{n-1} (F \cdot C_{CD,c} \times d_c)}{\sum_{c=1}^{n-1} d_c}$$

$$R_{CDci} = \sum_{c=1}^n d_{c,i}$$

EAER_i：都市内走行モード及び都市間走行モードにおける等価全電気航続距離 (km)
F. C_{Si}：都市内走行モード及び都市間走行モードにおけるC S状態の燃料消費量 (L／km)
F. C_{CD, avg, i}：都市内走行モード及び都市間走行モードにおけるC D状態の燃料消費量の算術平均 (L／km)
R_{CDci}：都市内走行モード及び都市間走行モードにおける充電消費サイクル航続距離 (車両がC D状態とC S状態の両方で運転される可能性がある移行サイクルを含め、C D試験の開始から中止基準を満たす1つ又は複数のサイクルの前の最後のサイクルが終了するまでの距離) (km)
F. C_{CD, c, i}：都市内走行モード及び都市間走行モードにおけるC D試験のサイクルcに関する燃料消費量 (L／km)
d_{c, i}：都市内走行モード及び都市間走行モードにおけるC D試験のサイクルcにおける走行距離 (km)
c：検討対象のサイクルの添字番号
n：移行サイクルを含む、走行したサイクルの数

得られた都市内走行モード及び都市間走行モードにおける等価全電気航続距離に対し、
3. 12. に示す都市間走行割合に基づき次式により重量車等価全電気航続距離を算出する。

$$\begin{aligned} \text{EAER} &= 1 / ((1 - \alpha / 100) / \text{EAER}_u + \alpha / 100 / \text{EAER}_b) \\ \text{EAER} &: \text{重量車等価全電気航続距離 (km)} \\ \text{EAER}_u &: \text{都市内走行モードにおける等価全電気航続距離 (km)} \\ \text{EAER}_b &: \text{都市間走行モードにおける等価全電気航続距離 (km)} \\ \alpha &: \text{都市間走行割合 (\%)} \end{aligned}$$

3. 8. 4. 実充電消費航続距離

実充電消費航続距離は、次式によって計算するものとする。

$$\begin{aligned} R_{CDAi} &= \sum_{c=1}^{n-1} d_{c,i} + k_{CD,i} \times d_{n,i} \\ k_{CD,i} &= \frac{F. C_{Si} - F. C_{n, cycle, i}}{F. C_{Si} - F. C_{CD, avg, n-1, i}} \\ F. C_{CD, avg, n-1, i} &= \frac{\sum_{c=1}^{n-1} (F. C_{CD, c, i} \times d_{c,i})}{\sum_{c=1}^{n-1} d_{c,i}} \end{aligned}$$

R_{CDAi}：都市内走行モード及び都市間走行モードにおける実C D航続距離 (C D試験における一連のサイクルでR E E S Sが消耗するまでの走行距離) (km)
d_{c, i}：都市内走行モード及び都市間走行モードにおけるC D試験のサイクルcにおける走行距離 (km)
d_{n, i}：都市内走行モード及び都市間走行モードにおけるC D試験のサイクルnにおける走行距離 (km)
F. C_{Si}：都市内走行モード及び都市間走行モードにおけるC S状態燃料消費量 (L／km)
F. C_{n, cycle, i}：都市内走行モード及び都市間走行モードにおけるC D試験のサイクルnの燃料消費量 (L／km)
F. C_{CD, avg, n-1, i}：都市内走行モード及び都市間走行モードにおける開始からサイクル (n-1) まで (同サイクルを含む) のC D試験の燃料消費量の算術平均 (L／km)
F. C_{CD, c, i}：都市内走行モード及び都市間走行モードにおけるC D試験のサイクルcに関する燃料消費量 (L／km)

$$R_{CDC} = \sum_{c=1}^n d_c$$

EAER：等価全電気航続距離 (km)
F. C_{CS}：C S状態の燃料消費量 (L／km)
F. C_{CD, avg}：C D状態の燃料消費量の算術平均 (L／km)
R_{CDC}：充電消費サイクル航続距離 (車両がC D状態とC S状態の両方で運転される可能性がある移行サイクルを含め、C D試験の開始から中止基準を満たす1つ又は複数のサイクルの前の最後のサイクルが終了するまでの距離) (km)
F. C_{CD, c}：C D試験のサイクルcに関する燃料消費量 (L／km)
d_c：C D試験のサイクルcにおける走行距離 (km)
c：検討対象のサイクルの添字番号
n：移行サイクルを含む、走行したサイクルの数

3. 8. 4. 実充電消費航続距離

実充電消費航続距離は、次式によって計算するものとする。

$$\begin{aligned} R_{CDA} &= \sum_{c=1}^{n-1} d_c + k_{CD} \times d_n \\ k_{CD} &= \frac{F. C_{CS} - F. C_{n, cycle}}{F. C_{CS} - F. C_{CD, avg, n-1}} \\ F. C_{CD, avg, n-1} &= \frac{\sum_{c=1}^{n-1} (F. C_{CD, c} \times d_c)}{\sum_{c=1}^{n-1} d_c} \end{aligned}$$

R_{CDA}：実C D航続距離 (C D試験における一連のサイクルでR E E S Sが消耗するまでの走行距離) (km)
d_c：C D試験のサイクルcにおける走行距離 (km)
d_n：C D試験のサイクルnにおける走行距離 (km)
F. C_{CS}：C S状態燃料消費量 (L／km)
F. C_{n, cycle}：C D試験のサイクルnの燃料消費量 (L／km)
F. C_{CD, avg, n-1}：開始からサイクル (n-1) まで (同サイクルを含む) のC D試験の燃料消費量の算術平均 (L／km)
F. C_{CD, c}：C D試験のサイクルcに関する燃料消費量 (L／km)
F. C_{CD, n-1}：C D試験のサイクルn-1の燃料消費量 (L／km)
c：検討対象のサイクルの添字番号
n：移行サイクルを含む走行したサイクルの数

F. $C_{CD,n-1,i}$: 都市内走行モード及び都市間走行モードにおけるC D試験のサイクル $n-1$ の燃料消費量 (L/km)

c : 検討対象のサイクルの添字番号

n : 移行サイクルを含む走行したサイクルの数

得られた都市内走行モード及び都市間走行モードにおける実充電消費航続距離に対し、
3. 12. に示す都市間走行割合に基づき次式により重量車実充電消費航続距離を算出する。

$$R_{CDA} = 1 / ((1 - \alpha / 100) / R_{CDAu} + \alpha / 100 / R_{CDAh})$$

R_{CDA} : 重量車実充電消費航続距離 (km)

R_{CDAu} : 都市内走行モードにおける実充電消費航続距離 (km)

R_{CDAh} : 都市間走行モードにおける実充電消費航続距離 (km)

α : 都市間走行割合 (%)

3. 8. 5. (略)

3. 9. ～3. 12. (略)

4. (略)

付録1・付録2 (略)

別紙1～別紙5 (略)

VII (略)

別添124 継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準

1. 適用範囲

この技術基準は、次に掲げる装置（以下「対象装置」という。）のいずれかに故障が生じた場合において当該故障の情報を保存する装置（以下「継続検査用OBD」という。）を備える普通自動車、小型自動車及び軽自動車（国土交通大臣が定めるものを除く。）であって、法第16条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を行う場合及び法第62条第1項の規定による継続検査、法第63条第2項の規定による臨時検査、法第67条第3項の規定による構造等変更検査又は法第94条の5第1項の規定による証明のための判定を行う場合における自動車に適用する。

(1) 保安上の装置のうち次に掲げる装置

①・② (略)

③ 法第41条第1項第3号の操縦装置のうち緊急車線維持装置

④～⑪ (略)

(2) (略)

2. 用語

この技術基準に用いる用語の定義は、次の表によるものとする。

用語	定義
(略)	(略)
特定故障コード	故障コードのうち、当該故障コードのみで対象装置が第1節に規定する基準に適合しなくなると識別できるもの（1.(1)①から⑪までに掲げる装置にあっては、停車状態で行われる診断により記録されるものに限る。）

3. 8. 5. (略)

3. 9. ～3. 12. (略)

4. (略)

付録1・付録2 (略)

別紙1～別紙5 (略)

VII (略)

別添124 継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準

1. 適用範囲

この技術基準は、次に掲げる装置（以下「対象装置」という。）のいずれかに故障が生じた場合において当該故障の情報を保存する装置（以下「継続検査用OBD」という。）を備える普通自動車、小型自動車及び軽自動車（国土交通大臣が定めるものを除く。）であって、法第16条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を行う場合及び法第62条第1項の規定による継続検査、法第63条第2項の規定による臨時検査、法第67条第3項の規定による構造等変更検査又は法第94条の5第1項の規定による証明のための判定を行う場合における自動車に適用する。

(1) 保安上の装置のうち次に掲げる装置

①・② (略)

(新設)

③～⑪ (略)

(2) (略)

2. 用語

この技術基準に用いる用語の定義は、次の表によるものとする。

用語	定義
(略)	(略)
特定故障コード	故障コードのうち、当該故障コードのみで対象装置が第1節に規定する基準に適合しなくなると識別できるもの（1.(1)①から⑪までに掲げる装置にあっては、停車状態で行われる診断により記録されるものに限る。）

3. (略)	3. (略)												
4. 基準適合性の判定 独立行政法人自動車技術総合機構が指定する方法により、継続検査用OBDの必要な情報を読み出した結果、次の表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当するものは、本技術基準に適合しないものとする。	4. 基準適合性の判定 独立行政法人自動車技術総合機構が指定する方法により、継続検査用OBDの必要な情報を読み出した結果、次の表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当するものは、本技術基準に適合しないものとする。												
<table><tr><th>装置の種類</th><th>不適合要件</th></tr><tr><td>1.(1)①から⑩までに掲げる装置</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	装置の種類	不適合要件	1.(1)①から⑩までに掲げる装置	(略)	(略)	(略)	<table><tr><th>装置の種類</th><th>不適合要件</th></tr><tr><td>1.(1)①から⑩までに掲げる装置</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	装置の種類	不適合要件	1.(1)①から⑩までに掲げる装置	(略)	(略)	(略)
装置の種類	不適合要件												
1.(1)①から⑩までに掲げる装置	(略)												
(略)	(略)												
装置の種類	不適合要件												
1.(1)①から⑩までに掲げる装置	(略)												
(略)	(略)												

(道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部改正)

第二条 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第十三百十八号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(原動機及び動力伝達装置) 第四条 (略) 2～8 (略)	(原動機及び動力伝達装置) 第四条 (略) 2～8 (略)

9 車両総重量が三・五トンを超える自動車（細目告示第十条第四項第二号に掲げる自動車（外部電源により供給される電気を動力源とするものに限る。）のうち、専ら乗用の用に供するものにあつては、乗車定員十人以上のものに限る。）については、法第七十五条第四項及び施行規則第六十二条の六第一項の規定による検査の際、保安基準第八条第七項及び細目告示第十条第四項の規定は、適用しない。

10 23 (略)

24 専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）のうち、次に掲げるものについては、保安基準第八条第八項並びに細目告示第十条第六項及び第七項、第八十八条第三項から第五項まで並びに第百六十六条第三項及び第四項の規定は適用しない。

一 (略)

二 令和十年九月一日（輸入された自動車にあつては令和十一年九月一日）から令和十四年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ ハ (略)

三 令和十四年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

25 27 (略)

28 専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）のうち、次に掲げるものについては、細目告示第十条第六項及び第八十八条第三項の規定中「法第七十五条第四項」とあるのは、「保安基準第十八条第三項」と読み替へることができる。

一 令和十二年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和十二年九月一日から令和十四年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和十二年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和十二年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和十二年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和十四年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

29 貨物の運送の用に供する車両総重量三・五トン以下の自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）のうち、次に掲げるものについては、保安基準第八条第八項並びに細目告示第十条第六項及び第七項、第八十八条第三項から第五項まで並びに第百六十六条第三項及び第四項の規定は適用しない。

一 令和十二年八月三十一日以前に製作された自動車

9 法第七十五条第四項及び施行規則第六十二条の六第一項の規定による検査の際、保安基準第八条第七項及び細目告示第十条第四項の規定は、適用しない。

10 23 (略)

24 次に掲げる自動車については、保安基準第八条第八項並びに細目告示第十条第六項及び第七項、第八十八条第三項から第五項まで並びに第百六十六条第三項及び第四項の規定は適用しない。

一 (略)

二 令和十年九月一日（輸入された自動車にあつては令和十一年九月一日）以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ ハ (略)

(新設)

25 27 (略)

(新設)

(新設)

二 令和十二年九月一日から令和十四年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和十二年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和十二年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和十二年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和十四年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたものの

(かじ取装置)

第七条 (略)

2 昭和四十八年十月一日から平成二十一年八月三十一日までに製作された専ら乗用の用に供する自動車(次の各号に掲げる自動車を除く。)のかじ取装置は、保安基準第十一条第二項の規定並びに同項の規定に基づく細目告示第十三条第五項、第九十一条第六項及び第六百六十九条第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成十七年国土交通省告示第千四百三十七号)による改正前の細目告示第十三条第二項、第九十一条第二項及び第六百六十九条第二項で定める基準に適合するものであればよい。

一〇七 (略)

3 次の各号に掲げる自動車については、保安基準第十一条第二項並びに同項の規定に基づく細目告示第十三条第五項、第九十一条第六項及び第六百六十九条第二項の規定は適用しない。

一〇二 (略)

4 (略)

5 電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車(平成二十五年六月二十三日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が指定する自動車を除く。)については、細目告示第十三条第五項及び第九十一条第六項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(平成二十三年国土交通省告示第六百七十号)による改正前の細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項の規定に適合するものであればよい。

6 平成二十八年六月二十二日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車(平成二十六年六月二十三日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車を除く。)については、細目告示第十三条第五項及び第九十一条第六項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(平成二十三年国土交通省告示第六百七十号)による改正前の細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項の規定に適合するものであればよい。

七・八 (略)

9 平成二十九年一月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示第十三条第六項、第九十一条第八項及び第六百六十九条第三項の規定は、適用しない。

一〇 一三 (略)

(かじ取装置)

第七条 (略)

2 昭和四十八年十月一日から平成二十一年八月三十一日までに製作された専ら乗用の用に供する自動車(次の各号に掲げる自動車を除く。)のかじ取装置は、保安基準第十一条第二項の規定並びに同項の規定に基づく細目告示第十三条第四項、第九十一条第四項及び第六百六十九条第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成十七年国土交通省告示第千四百三十七号)による改正前の細目告示第十三条第二項、第九十一条第二項及び第六百六十九条第二項で定める基準に適合するものであればよい。

一〇七 (略)

3 次の各号に掲げる自動車については、保安基準第十一条第二項並びに同項の規定に基づく細目告示第十三条第四項、第九十一条第四項及び第六百六十九条第二項の規定は適用しない。

一〇二 (略)

4 (略)

5 電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車(平成二十五年六月二十三日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が指定する自動車を除く。)については、細目告示第十三条第四項及び第九十一条第四項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(平成二十三年国土交通省告示第六百七十号)による改正前の細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項の規定に適合するものであればよい。

6 平成二十八年六月二十二日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車(平成二十六年六月二十三日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車を除く。)については、細目告示第十三条第四項及び第九十一条第四項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(平成二十三年国土交通省告示第六百七十号)による改正前の細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項の規定に適合するものであればよい。

七・八 (略)

9 平成二十九年一月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示第十三条第五項、第九十一条第六項及び第六百六十九条第三項の規定は、適用しない。

一〇 一三 (略)

14 長さ二・五〇メートル、幅一・三〇メートル、高さ二・〇〇メートルを超えない軽自動車であつて、最高速度六十キロメートル毎時以下のものうち、高速自動車国道等（高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十一年法律第七十九号）第四条第一項に規定する道路をいう。）又は自動車専用道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。）をいう。以下同じ。）において運行しないもの（細目告示第二節の規定の適用を受ける自動車を除く。以下同じ。）については、当該自動車のかじ取装置の運転者の保護に係る性能に関し、保安基準第十一条第二項の告示で定める基準は、当分の間、細目告示第十三条第五項の規定にかかわらず、次に掲げる基準とすることができる。

一（二）（略）

15 17（略）

18 15 17（略）次に掲げる自動車については、細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項中「協定第三十九号の規則5.及び6.」及び「協定第三十九号の規則5.（5.3.3.3.及び5.3.3.4.を除く。）及び6.並びに協定期限第三十九号第4改訂版補足第7改訂版の規則5.3.3.3.及び5.3.3.4.」と読み替へることができる。

一 令和十年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和十年九月一日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車であつて、かじ取装置に係る性能について変更のないもの

ロ 令和十年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車とかじ取装置に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

19

専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそれを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する車両総重量が三・五トン以下の自動車（三輪自動車、カタピラ及びそれを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）のうち、次に掲げるものについては、細目告示第十三条第四項、第九十一条第四項及び第六十九条第一項（第一号ワに係る部分に限る。）の規定は適用しない。

一 令和十一年八月三十一日（油圧式のパワ・ステアリング装置を備える自動車にあつては令和十三年八月三十一日、小型自動車（貨物の運送の用に供する車両総重量が二・八トンを超え三・五トン以下のものであつてボンネットを有しないもの（車枠と車体が一体の構造のものを除く。）に限る。以下この項及び次項において同じ。）にあつては令和十四年八月三十一日）以前に製作された自動車

二 令和十一年九月一日から令和十三年八月三十一日まで（油圧式のパワ・ステアリング装置を備える自動車にあつては令和十三年九月一日から令和十五年八月三十一日まで、小型自動車にあつては令和十四年九月一日から令和十六年八月三十一日まで）に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和十一年八月三十一日（油圧式のパワ・ステアリング装置を備える自動車にあつては令和十三年八月三十一日、小型自動車にあつては令和十四年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和十一年九月一日（油圧式のパワ・ステアリング装置を備える自動車にあつては令和十三年九月一日、小型自動車にあつては令和十四年九月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和十一年八月三十一日（油圧式のパワ・ステアリング装置を備える自動車にあつては令和十三年八月三十一日、小型自動車にあつては令和十四年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車と緊急車線維持装置に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

14 長さ二・五〇メートル、幅一・三〇メートル、高さ二・〇〇メートルを超えない軽自動車であつて、最高速度六十キロメートル毎時以下のものうち、高速自動車国道等（高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十一年法律第七十九号）第四条第一項に規定する道路をいう。）又は自動車専用道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。）をいう。以下同じ。）において運行しないもの（細目告示第二節の規定の適用を受ける自動車を除く。以下同じ。）については、当該自動車のかじ取装置の運転者の保護に係る性能に関し、保安基準第十一条第二項の告示で定める基準は、当分の間、細目告示第十三条第四項の規定にかかわらず、次に掲げる基準とすることができる。

一（二）（略）

15 17（略）

（新設）

（新設）

三 令和十三年八月三十一日（油圧式のパワ・ステアリング装置を備える自動車にあっては令和十五年八月三十一日、小型自動車にあっては令和十六年八月三十一日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

20 令和十三年九月一日（油圧式のパワ・ステアリング装置を備える自動車にあっては令和十一年九月一日、小型自動車にあっては令和十四年九月一日）以降に製作された自動車（令和十一年九月一日（油圧式のパワ・ステアリング装置を備える自動車にあっては令和十三年九月一日、小型自動車にあっては令和十四年九月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車（前項第二号口の規定の適用を受けた自動車を除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第十三条第四項及び第九十一条第四項中「協定規則第178号の規則5.及び6.に適合する緊急車線維持装置」とあるのは「協定規則第79号第4改訂版補足第8改訂版の規則5.及び6.に適合する同規則の規則2.3.4.2.(o)に定める機能」で、細目告示第九十一条第四項中「この場合において、次に掲げる緊急車線維持装置であつてその機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、協定規則第178号の規則5.及び6.に適合するものとする。」であるのは「この場合において、次に掲げるかじ取装置であつてその機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、協定規則第79号第4改訂版補足第8改訂版の規則5.及び6.に適合するものとする。」で、細目告示第九十一条第四項第一号から第三号までの規定中「緊急車線維持装置」とあるのは「かじ取装置」と読み替えることができる。

21 指定自動車等以外の自動車については、当分の間、細目告示第九十一条第四項及び第六百六十九条第一項（第一号ワに係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

22 次に掲げる自動車以外の自動車については、細目告示第九十一条第五項及び第六百六十九条第一項（第一号力に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、当分の間、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和八年国土交通省告示第八号）による改正前の細目告示第六百六十九条第一項の規定に適合するものであればよく、細目告示第九十一条第五項の規定は適用しない。

一 令和十四年九月一日（輸入された自動車にあっては令和十五年九月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車のうち、指定を受けた時点における細目告示別添百二十四「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」一・に規定する対象装置の性能が令和十四年八月三十一日（輸入された自動車にあっては令和十五年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車と同一でなく、かつ、指定を受けた日から起算して二年を経過したもの（新規登録（軽自動車にあっては新規検査）を初めて受けた日の属する月の前月の末日から起算して十月を経過したものに限る。）

二 国土交通大臣が定める自動車

23 令和十五年八月三十一日（輸入された自動車にあっては令和十六年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、令和十七年八月三十一日（輸入された自動車にあっては令和十八年八月三十一日）までの間、細目告示第九十一条第五項及び第六百六十九条第一項（第一号力に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和八年国土交通省告示第八号）による改正前の細目告示第六百六十九条第一項の規定に適合するものであればよく、細目告示第九十一条第五項の規定は適用しない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(制動装置)

第九条 (略)

255 (略)

56 次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量が三・五トン以下のものに限り。以下この項において同じ。）については、細目告示第十五条第八項及び第九十三条第九項中「協定規則第152号」とあるのは「協定規則第152号初版」と読み替えることができる。

一三 (略)

57 (略)

58 次に掲げる貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が二・八トンを超え三・五トン以下の貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）に限り。以下この項において同じ。）については、細目告示第十五条第八項及び第九十三条第九項中「協定規則第152号」とあるのは「協定規則第152号改訂版補正改訂版」と読み替えることができる。

一・二 (略)

5967 (略)

(高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置)

第十三条 (略)

229 (略)

30 次に掲げる圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）については、細目告示第二十条第三項及び第四項、第九十八条第三項及び第四項並びに別添百三十一「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の規定中「協定規則第134号」とあるのは、「協定規則第134号改訂版第2次改訂版」と読み替えることができる。

一 令和九年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和九年九月一日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和九年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車体構造が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和九年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

(制動装置)

第九条 (略)

255 (略)

56 次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量が三・五トン以下のものに限り。以下この項において同じ。）については、細目告示第十五条第八項中「協定規則第152号」とあるのは「協定規則第152号初版」と読み替えることができる。

一三 (略)

57 (略)

58 次に掲げる貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が二・八トンを超え三・五トン以下の貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）に限り。以下この項において同じ。）については、細目告示第十五条第八項中「協定規則第152号」とあるのは「協定規則第152号改訂版補正改訂版」と読み替えることができる。

一・二 (略)

5967 (略)

(高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置)

第十三条 (略)

229 (略)

(新設)

(運転者席)

第十八条の二 (略)

2～7 (略)

8 次に掲げる自動車については、保安基準第二十一条第二項並びに細目告示第二十七条第二項、
第百五条第三項及び第四項並びに第百八十三条第三項及び第四項の規定は適用しなくてもよ
い。この場合において、専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満のもの（二輪自動車、側車付
二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）及
び貨物の運送の用に供する車両総重量三・五トン以下のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を
除く。）については、細目告示第二十七条第一項第一号中「協定規則第125号」とあるのは「協
定規則第125号第2改訂版補足第3改訂版」と読み替えることができる。

一～三 (略)

(座席)

第十九条 (略)

2～11 (略)

12 次に掲げる自動車については、細目告示第二十六条第一項第二号、第二十八条第六項及び第
百六条第六項中「協定規則第17号」とあるのは「協定規則第17号第11改訂版」と読み替えるこ
とができる。

一 令和九年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和九年九月一日から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲
げるもの

イ 令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和九年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和九年八月三
十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と頭部後傾抑止装置の乗車人員の保護に係る性
能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和十一年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検
査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたも
の

(座席ベルト等)

第二十条 (略)

2～25 (略)

26 次に掲げる自動車については、細目告示第三十条第一項の規定中「協定規則第173号の規則
5.1.2.1.、5.1.6.又は5.1.7.」又はその中「協定規則第16号第8改訂版補足第4改訂版の規則
8.1.2.1.、8.1.6.又は8.1.7.」及び該四頁の表決中「協定規則第16号の規則6.、7.及び協定規
則第173号の規則5.（補助座席のうち通路に設けられるものにあつては協定規則第16号の規則
6.及び7.に限る。）」又はその中「協定規則第16号第8改訂版補足第4改訂版の規則6.、7.及び
8.1.から8.3.6.まで（補助座席のうち通路に設けられるものにあつては6.及び7.に限る。）」及び

(運転者席)

第十八条の二 (略)

2～7 (略)

8 次に掲げる自動車については、保安基準第二十一条第二項並びに細目告示第二十七条第二項、
第百五条第三項及び第四項並びに第百八十三条第三項及び第四項の規定は適用しなくてもよ
い。この場合において、細目告示第三十九条第三項第一号、第百八十六条第四項第一号及び第百
九十五条第五項第一号中「協定規則第125号」とあるのは「協定規則第125号第2改訂版補足第
3改訂版」と読み替えることができる。

一～三 (略)

(座席)

第十九条 (略)

2～11 (略)

(新設)

(座席ベルト等)

第二十条 (略)

2～25 (略)

26 次に掲げる自動車については、細目告示第三十条第一項の規定中「協定規則第173号の規則
5.1.2.1.、5.1.6.又は5.1.7.」又はその中「協定規則第16号第8改訂版補足第4改訂版の規則
8.1.2.1.、8.1.6.又は8.1.7.」及び該四頁の表決中「協定規則第16号の規則6.、7.及び協定規
則第173号の規則5.（補助座席のうち通路に設けられるものにあつては協定規則第16号の規則6.
及び7.に限る。）」又はその中「協定規則第16号第8改訂版補足第4改訂版の規則6.、7.及び
8.1.から8.3.6.まで（補助座席のうち通路に設けられるものにあつては6.及び7.に限る。）」及び

第八項の規定中「協定規則第173号の規則5。」とあるのは「協定規則第16号第8改訂版補足第4改訂版の規則8.1.から8.3.6.まで」及び第十項の規定中「協定規則第174号の規則5.(5.1.3.を除く。)」とあるのは「協定規則第16号第8改訂版補足第4改訂版の規則8.4.(8.4.1.3.を除く。)」及び第十一項の規定中「協定規則第16号」とあるのは「協定規則第16号第8改訂版補足第4改訂版」及び第十二項の規定中「協定規則第16号第8改訂版補足第4改訂版の規則6.、7.及び協定規則第173号の規則5.(補助座席のうち通路に設けられるものにあつては協定規則第16号の規則6.及び7.に限る。)」とあるのは「協定規則第16号第8改訂版補足第4改訂版の規則6.、7.及び8.1.から8.3.6.まで(補助座席のうち通路に設けられるものにあつては6.及び7.に限る。)」及び第十三項の規定中「協定規則第16号」とあるのは「協定規則第16号第8改訂版補足第4改訂版」及び第百八十六条第十三項の規定中「協定規則第16号」とあるのは「協定規則第16号第8改訂版補足第4改訂版」と読み替えることとされる。

一 三 (略)

27・28 (略)

29 次に掲げる自動車については、細目告示第三十条第一項、第四項及び第八項並びに第百八条第六項の規定中「協定規則第173号」とあるのは、「協定規則第173号初版」と読み替えることができる。

一 令和九年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和九年九月一日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和九年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と後部座席に備える座席ベルトに係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和九年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
次に掲げる自動車については、細目告示第三十条第十項の規定中「協定規則第174号」とあるのは「協定規則第174号初版」と読み替えることができる。

一 令和九年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和九年九月一日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和九年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と座席ベルトの非装着時警報装置に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和九年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
(頭部後傾抑止装置)

第二十一条 (略)

2・4 (略)

「第18項の規定中「協定規則第173号の規則5。」とあるのは「協定規則第16号第8改訂版補足第4改訂版の規則8.1.から8.3.6.まで」及び第十項の規定中「協定規則第174号の規則5.(5.1.3.を除く。)」とあるのは「協定規則第16号第8改訂版補足第4改訂版の規則8.4.(8.4.1.3.を除く。)」及び第十一項の規定中「協定規則第16号」とあるのは「協定規則第16号第8改訂版補足第4改訂版」及び第十二項の規定中「協定規則第16号第8改訂版補足第4改訂版の規則6.、7.及び協定規則第173号の規則5.(補助座席のうち通路に設けられるものにあつては協定規則第16号の規則6.及び7.に限る。)」とあるのは「協定規則第16号第8改訂版補足第4改訂版の規則6.、7.及び8.1.から8.3.6.まで(補助座席のうち通路に設けられるものにあつては6.及び7.に限る。)」及び第十三項の規定中「協定規則第16号」とあるのは「協定規則第16号第8改訂版補足第4改訂版」及び第百八十六条第十三項の規定中「協定規則第16号」とあるのは「協定規則第16号第8改訂版補足第4改訂版」と読み替えることとされる。

一 三 (略)

27・28 (略)

(新設)

(新設)

(頭部後傾抑止装置)

第二十一条 (略)

2・4 (略)

5 次に掲げる自動車については、保安基準第二十二條の四第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和八年国土交通省令第一号）による改正前の保安基準第二十二條の四第二項の規定に適合するものであればよい。この場合において、細目告示第三十一條第一項及び第九條第一項中「騒音防止装置」とあるのは、「騒音防止装置」と読み替えることができる。

一 三 （略）

6 次に掲げる自動車については、細目告示第三十一條第一項及び第九條第一項中「騒音防止装置」とあるのは、「騒音防止装置」と読み替えることができる。

一 令和九年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和九年九月一日から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和九年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と頭部後傾抑止装置の乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和十一年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

（年少者用補助乗車装置等）

第二十二條 （略）

2 14 （略）

15 次に掲げる年少者用補助乗車装置（座席に組み込まれたものに限る。）については、細目告示第三十二條第二項及び第九條第二項中「協定規則第129号の規則4、6、及び7、」とあるのは、「協定規則第4号の規則4、6、から8、及び15、」と読み替へるものとする。

一 令和八年八月三十一日以前に製作された年少者用補助乗車装置

二 令和八年九月一日以降に製作された年少者用補助乗車装置であつて、令和八年八月三十一日以前に法第七十五條の三第一項の規定によりその型式について指定を受けたもの

16・17 （略）

（騒音防止装置）

第二十七條 （略）

2 39 （略）

40 次に掲げる二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）については、細目告示第四十條、第九十八條及び第九十六條の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和八年国土交通省告示第八号）による改正前の細目告示第四十條、第九十八條及び第九十六條の規定に適合するものであればよい。この場合において、当該細目告示第四十條、第九十八條及び第九十六條中「騒音防止装置」とあるのは、「騒音防止装置」と読み替へるものとする。

一 令和十一年八月三十一日以前に製作された二輪自動車

二 令和十一年九月一日から令和十二年八月三十一日までに製作された二輪自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和十一年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車

5 次に掲げる自動車については、細目告示第三十一條第一項及び第九條第一項中「騒音防止装置」とあるのは、「騒音防止装置」と読み替へるものとする。

一 三 （略）

（新設）

（年少者用補助乗車装置等）

第二十二條 （略）

2 14 （略）

15 座席に組み込まれた年少者用補助乗車装置については、細目告示第三十二條第二項本文及び第九十條第二項中「協定規則第129号の規則4、6、及び7、」とあるのは、「協定規則第4号の規則4、6、から8、及び15、」と読み替へるものとする。

（新設）

（新設）

16・17 （略）

（騒音防止装置）

第二十七條 （略）

2 39 （略）

（新設）

ロ 令和十一年九月一日から令和十二年八月三十一日までに新たに指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車であつて、令和十一年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車と騒音防止装置に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和十二年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたものの

(消音器)

第七十一条 (略)

2317 (略)

18 次に掲げる二輪の一般原動機付自転車（総排気量が〇・〇五〇リットルを超えるもの又は最高速度が五十キロメートル毎時を超えるものに限る。）については、細目告示第二百五十二条、第二百六十八条及び第二百八十四条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和八年国土交通省告示第八号）による改正前の細目告示第二百五十二条、第二百六十八条及び第二百八十四条の規定に適合するものであればよい。この場合において、当該細目告示第二百五十二条、第二百六十八条及び第二百八十四条中「騒音測定値」とあるのは、「騒音測定値」と読み替えるものとする。

一 令和十一年八月三十一日以前に製作された一般原動機付自転車

二 令和十一年九月一日から令和十二年八月三十一日までに製作された一般原動機付自転車であつて、次に掲げるもの

イ 令和十一年八月三十一日以前に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車

ロ 令和十一年九月一日から令和十二年八月三十一日までに新たに認定を受けた一般原動機付自転車であつて、令和十一年八月三十一日以前に認定を受けた一般原動機付自転車と騒音防止装置に係る性能が同一であるもの

ハ 施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車以外の一般原動機付自転車

(座席ベルト)

第七十四条 (略)

2 (略)

3 令和八年九月一日以降に製作された一般原動機付自転車（二輪のもの及び付随車を除く。）であつて、次に掲げるものについては、細目告示第二百五十四条の二第二項中「騒音測定値」とあるのは、「騒音測定値」と読み替えることができる。

一 令和八年八月三十一日以前に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車

二 令和八年九月一日以降に製作された一般原動機付自転車であつて、令和八年八月三十一日以前に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車と座席ベルトに係る性能に変更がないもの

(消音器)

第七十一条 (略)

2317 (略)

(新設)

(座席ベルト)

第七十四条 (略)

2 (略)

(新設)

(装置型式指定規則第五条第一項及び共通構造部型式指定規則第五条の二の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部改正)

第三条 装置型式指定規則第五条第一項及び共通構造部型式指定規則第五条の二の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千八百十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第1条第11条の2の上部上側部分	第七号第三版	                               
	第百四十八号改訂版	                               
第2条第二十八号の二の号内走行灯	第八十号改訂版	                               
	第百四十八号改訂版	                               
第1条第11条の2の号内灯	第九十一号改訂版	                               
	第百四十八号改訂版	                               
第2条第二十号の号内走行灯	第二十八号改訂版	                               
	第百四十八号改訂版	                               
第1条第11条の2の号内灯	第七十一号改訂版	                               
	第百四十八号改訂版	                               
第2条第二十二号の二の号内走行灯	第二十二号改訂版	                               
	第百四十八号改訂版	                    

[illegible]

[illegible]

備考

○印は、各欄に掲げる国が、装置型式指定規則第五条第一項の表各号に掲げる特定装置の項に掲げる各特定装置について、国土交通大臣が定める国であることを示す。

別表第一

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第1条第11条の2の後部上側尾灯	第七号第三版、版	                                   
	第百四十八号改訂版	                                   
第2条第二十八号の二の昼間走行灯	第八十号改訂版	                                   
	第百四十八号改訂版	                                   
第1条第11条の3の前方灯	第九十一号改訂版	                                   
	第百四十八号改訂版	                                   
第1条第11条の4の前方灯	第百四十八号改訂版	                                   
	第百五十一号改訂版	                                   
	第百四十八号改訂版	                                   
第2条第三十号の後部側灯	第二十八号改訂版	                                   
	第百四十八号改訂版	                                   
第1条第三十一号の側面灯	第七十七号改訂版	                                   
	第百四十八号改訂版	                 

[illegible]

(審査試験項目に規定する試験に代えて行う試験) 第二条 道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第二号（同令第一条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び別表第二備考第二号に掲げる告示で定める試験は、次の表の上欄に掲げる同令別表第一の規定及び同表の中欄に掲げる同令別表第二の規定に掲げる審査試験項目ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる試験とする。		
(略)	(略)	(略)
第二十九号	第十九号	道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成二十五年国土交通省令第七十三号）による改正前の道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）第十二条第二項並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第十五条第六項及び第七項に定める基準に係る試験
		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第十五条第二項に定める基準に係る試験
第三十一号	第二十一号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第一号）による改正前の細目告示第十五条第七項に定める基準に係る試験

(審査試験項目に規定する試験に代えて行う試験) 第二条 道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第二号（同令第一条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び別表第二備考第二号に掲げる告示で定める試験は、次の表の上欄に掲げる同令別表第一の規定及び同表の中欄に掲げる同令別表第二の規定に掲げる審査試験項目ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる試験とする。		
(略)	(略)	(略)
第二十八号	第十八号	道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成二十五年国土交通省令第七十三号）による改正前の道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）第十二条第二項並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第十五条第六項及び第七項に定める基準に係る試験
		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第十五条第二項に定める基準に係る試験
第三十号	第二十号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第一号）による改正前の細目告示第十五条第七項に定める基準に係る試験

第三十五号	第二十五号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和六年国土交通省告示第二号）による改正前の細目告示第十五条第四項に定める基準に係る試験
第三十八号		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第十八条第一項に定める基準に係る試験
第四十九号		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十六年国土交通省告示第二百六十六号）による改正前の細目告示第二十条第一項に定める基準に係る試験
第七十八号		道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成二十三年国土交通省令第四十四号）による改正前の保安基準第十八条第五項並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第五百六十五号）による改正前の細目告示第二十二条及び別添九十九に定める基準に係る試験
第八十六号		細目告示別添二十八「インストールメントパネルの衝撃吸収の技術基準」及び別添八十七「サンバイザの衝撃吸収の技術基準」に定める基準に係る試験
第八十九号		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第五百七十二号）による改正前の細目告示第二十七条第二号及び第三号に定める基準に係る試験
第九十六号		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第六百四十号）による改正前の細目告示第三十条第十項、第百八条第十二項及び第百八十六条第十二項に定める基準に係る試験
第百四号	第八十五号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第六百八十一号）による改正前の細目告示第四十条第一項に定める基準に係る試験
第百七号	第八十八号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和三年国土交通省告示第千二百九十四号）による改正前の細目告示第四十条第一項第四号に定める基準に係る試験 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十二年国土交通省告示第千二百十三号）による改正前の細目告示別添四十四「二輪車モード排出ガスの測定方法」に規定する二輪車モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物の測定に係る試験

第三十四号	第二十四号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和六年国土交通省告示第二号）による改正前の細目告示第十五条第四項に定める基準に係る試験
第三十七号		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第十八条第一項に定める基準に係る試験
第四十八号		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十六年国土交通省告示第二百六十六号）による改正前の細目告示第二十条第一項に定める基準に係る試験
第七十七号		道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成二十三年国土交通省令第四十四号）による改正前の保安基準第十八条第五項並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第五百六十五号）による改正前の細目告示第二十二条及び別添九十九に定める基準に係る試験
第八十五号		細目告示別添二十八「インストールメントパネルの衝撃吸収の技術基準」及び別添八十七「サンバイザの衝撃吸収の技術基準」に定める基準に係る試験
第八十八号		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第五百七十二号）による改正前の細目告示第二十七条第二号及び第三号に定める基準に係る試験
第九十五号		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第六百四十号）による改正前の細目告示第三十条第十項、第百八条第十二項及び第百八十六条第十二項に定める基準に係る試験
第百三号	第八十四号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第六百八十一号）による改正前の細目告示第四十条第一項に定める基準に係る試験
第百六号	第八十七号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和三年国土交通省告示第千二百九十四号）による改正前の細目告示第四十条第一項第四号に定める基準に係る試験 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十二年国土交通省告示第千二百十三号）による改正前の細目告示別添四十四「二輪車モード排出ガスの測定方法」に規定する二輪車モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物の測定に係る試験

第百八号	第百八十九号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前のJ E O五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物の測定に係る試験
第百十二号	第九十三号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第四十一条第二項第四号に定める基準に係る試験
第百十三号	第九十四号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第五百八十九号）による改正前の細目告示別添百十五「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に係る試験
第百十七号	第九十八号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第四十二条第二項、第六項及び第八項に定める基準に係る試験
第百六十一号		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第六十八条第一項に定める基準に係る試験
第百七十三号	第百四十六号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千五百七十七号）による改正前の細目告示第七十二条の二に定める基準に係る試験

第六条 道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部若しくは特定装置の型式についての指定又は特定改造等の許可の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後		
(審査試験項目に規定する試験に代えて行う試験)		
第二條 道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第二号（同令第一条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び別表第二備考第二号に掲げる告示で定める試験は、次の表の上欄に掲げる同令別表第一の規定及び同表の中欄に掲げる同令別表第二の規定に掲げる審査試験項目ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる試験とする。		
(略)	(略)	(略)
第九十七号		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第六百四十号）による改正前の細目告示第三十条第十項、第百八条第十二項及び第百八十六条第十二項に定める基準に係る試験

改 正 前		
(審査試験項目に規定する試験に代えて行う試験)		
第二條 道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第二号（同令第一条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び別表第二備考第二号に掲げる告示で定める試験は、次の表の上欄に掲げる同令別表第一の規定及び同表の中欄に掲げる同令別表第二の規定に掲げる審査試験項目ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる試験とする。		
(略)	(略)	(略)
第九十六号		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第六百四十号）による改正前の細目告示第三十条第十項、第百八条第十二項及び第百八十六条第十二項に定める基準に係る試験

第百五号	第百五号	第百五号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第六百八十一号）による改正前の細目告示第四十条第一項に定める基準に係る試験
第百八号	第百八号	第百八号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和三年国土交通省告示第千二百九十四号）による改正前の細目告示第四十条第一項第四号に定める基準に係る試験
第百九号	第百九号	第百九号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十二年国土交通省告示第千二百十三号）による改正前の細目告示別添四十四二輪車モード排出ガスの測定方法に規定する二輪車モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物の測定に係る試験
第百十三号	第百十三号	第百十三号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第百二十六号）による改正前のJ E O五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物の測定に係る試験
第百十四号	第百十四号	第百十四号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第百二十六号）による改正前の細目告示第四十一条第二項第四号に定める基準に係る試験
第百十八号	第百十八号	第百十八号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第百八十九号）による改正前の細目告示別添百十五「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に係る試験
第百六十二号	第百六十二号	第百六十二号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第百二十三号）による改正前の細目告示第四十二条第二項、第六項及び第八項に定める基準に係る試験
第百七十四号	第百七十四号	第百七十四号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第百二十六号）による改正前の細目告示第六十八条第一項に定める基準に係る試験
第百七十七号	第百七十七号	第百七十七号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千五百七十七号）による改正前の細目告示第七十二条の二に定める基準に係る試験
第百四号	第百四号	第百四号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第六百八十一号）による改正前の細目告示第四十条第一項に定める基準に係る試験
第百七号	第百七号	第百七号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和三年国土交通省告示第千二百九十四号）による改正前の細目告示第四十条第一項第四号に定める基準に係る試験
第百八号	第百八号	第百八号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十二年国土交通省告示第千二百十三号）による改正前の細目告示別添四十四二輪車モード排出ガスの測定方法に規定する二輪車モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物の測定に係る試験
第百十二号	第百十二号	第百十二号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第百二十六号）による改正前のJ E O五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物の測定に係る試験
第百十三号	第百十三号	第百十三号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第百二十六号）による改正前の細目告示第四十一条第二項第四号に定める基準に係る試験
第百十七号	第百十七号	第百十七号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第百八十九号）による改正前の細目告示別添百十五「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に係る試験
第百六十一号	第百六十一号	第百六十一号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第百二十三号）による改正前の細目告示第四十二条第二項、第六項及び第八項に定める基準に係る試験
第百七十三号	第百七十三号	第百七十三号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第百二十六号）による改正前の細目告示第六十八条第一項に定める基準に係る試験
第百四十六号	第百四十六号	第百四十六号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千五百七十七号）による改正前の細目告示第七十二条の二に定める基準に係る試験

附 則

この告示は、令和八年一月十一日から施行する。ただし、第一条中道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第二条第二項の表の改正規定（同項の表協定期則第百二十五号の項の次に一項を加える部分に限る。）並びに同告示第二十八条第六項及び第百六条第六項の改正規定並びに第四条及び第六条の規定は、令和八年三月三十一日から施行する。